

# 四国フットサルリーグ 2020（第 17 回）

## 実施要項（第 7 稿）

1. 名称 四国フットサルリーグ 2020
2. 期間 2020 年 8 月～2021 年 1 月
3. 会場 四国各県会場
4. 主催 (一社) 四国サッカー協会 四国フットサル連盟
5. 主管 香川県フットサル連盟 徳島県フットサル連盟  
愛媛県フットサル連盟 高知県フットサル連盟
6. 後援 (公財) 日本サッカー協会 (一社) 日本フットサル連盟
  
7. 参加資格
  - (ア) 四国フットサル連盟に加盟された単独チーム
  - (イ) 他都道府県に登録されていない 8 名以上の選手で構成されたチーム
  - (ウ) JFA 公認フットサル C 級指導者資格を有する者を 1 名以上登録されたチーム（2021 年度はベンチ入りの義務付けを行う）
  - (エ) (公財) 日本サッカー協会フットサル登録手続きを済ませた選手で、他のフットサルリーグ及び連盟加盟の他チームと重複していない選手に限る。違反のあったチームは当該試合を棄権扱いとし、以後の処置は四国フットサルリーグ実行委員会で協議し、四国フットサル連盟で決定する。後日、違反が発覚した場合も同様とする。
  - (オ) チームは (公財) 日本サッカー協会フットサル登録票に必要事項を記入し、提出するものとする
  
8. 大会形式 今年度に限り 8 チームの総当たり 1 回戦とする。  
勝点は勝ち=3 点 分け=1 点 負け=0 点  
勝点②得失点差③総得点④総失点⑤当該対戦結果の順序で順位を決定する  
チーム事情により、次年度リーグ参加できない場合は暫定順位として当年度は 8 位とする。他のチームは順位を繰り上げとする。  
全日程を消化できない場合は終了時点での結果で 1 位チームを決定する。
  
9. 競技規則 大会実施年度のフットサル競技規則による。

競技規則の改正については審判委員会にて適用時期を決定する。

#### 10. 競技会規定

- (ア)ベンチに入ることができるのは大会登録されたスタッフ 5 名及び選手 14 名の 19 名以内
- (イ)ユニフォームは（公財）日本サッカー協会のユニフォーム規定に準ずること
- (ウ)交代要員は競技者と異なる色の固有のビブスを着用すること
- (エ)競技時間は 40 分間（前後半 20 分間）のプレーイングタイム  
ハーフタイムは 10 分間とし、同点の場合は延長戦は行わない

#### 11. 懲罰

- (ア)本大会期間中に警告の累積が 2 回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (イ)本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。以降の処置は（一社）四国サッカー協会規律委員会で決定する。

#### 12. CL 出場権

地域 CL 出場権は本リーグ優勝チームが出場の義務を負う。

#### 13. 表彰

ベスト 5 を表彰する

#### 14. 昇格・降格

今年度に限り降格なし。

各県 1 位チームによるチャレンジ決定戦が行われた場合、1 位チームを自動昇格とし、2021 年度は 9 チームのリーグ戦とする。

2022 年度は 8 チームで開催予定。

#### 15. 追加・移籍

- (ア)追加登録は（公財）日本サッカー協会にフットサル登録をすること。
- (イ)移籍できる期間は 4 月 1 日から 11 月 30 日までとする。ただし、所属リーグが 11 月 30 日以前に終了した場合は、その日以降は移籍することはできない。

※移籍選手は 11 月 30 日までに事務局に書類を提出すること。

- (ウ)追加登録選手・移籍選手は日本サッカー協会フットサル登録を済ませ、選手証が発行された後、試合に出場できる。移籍も同様とする。
- (エ)追加登録選手・移籍選手は出場する試合の 1 週間前までに申請すること。

(例：5/10 の試合に出場する場合は 5/3 の 24 時まで申請する)

#### 16. 棄権

棄権をしたチームは以降の試合は行わない。その戦績は抹消する。  
処分については四国フットサルリーグ実行委員会で決定する。  
ただし四国フットサル実行委員会が調査し、不可抗力と認められた場合は再試合を行う。この経費は当該チーム負担とする。

#### 17. 実行委員会

- (ア) 四国フットサルリーグ実行委員会を設置する。
- (イ) 実行委員会の役員は四国フットサル連盟理事が実行委員長を兼務する。他の委員は各県フットサル委員長、審判委員長とする。
- (ウ) 実行委員会は委員の要望により実行委員長（四国フットサル連盟理事長）が招集する。
- (エ) 実行委員会の経費（各委員の交通費など）は四国リーグが負担する。

#### 18. 参加料

14 万円とする。6 月末までに納入すること。  
不足する場合は別途徴収する。  
登録選手は日本フットサル連盟に登録料 2,000 円を期限までに納入すること。  
参加チームは四国フットサル連盟加盟料 10,000 円を 6 月末までに納入すること。

#### 19. その他

- (ア) 各チームは必ずスポーツ保険に加入のこと。
- (イ) 試合中、練習中を問わず、場内外の器物を破損した場合は当該チームにおいて弁償するものとする。主催者は一切の責任を負わない。
- (ウ) 各チーム及び選手はマナーを厳守すること。会場のルールに違反をして会場の使用禁止の処置を受けた場合は除名処分とすることがある。
- (エ) 要綱に違反をしたチーム・選手は実行委員会の裁定に従わなければならない。
- (オ) 備品管理チームは当日の試合結果・審判報告書を事務局宛に連絡すること。
- (カ) 全試合にマッチコミッショナーを配置し、試合開始 40 分前にマッチコーディネーションミーティングを行う。  
マッチコミッショナーは試合終了後 48 時間以内に四国フットサル連盟理事長宛にメールで報告すること。
- (キ) 審判派遣については審判委員会で決定する。

- 主審：2級、第2審判：3級、TK：3級、第3審判：3級
- (ク) 審判及びマッチコミッショナー謝金  
MC：¥3,000、主審：¥5,000、第2審判：¥3,000、  
第3審判・TK：¥2,000
- (ケ) 審判及びマッチコミッショナー交通費  
自宅から会場までの距離（¥15/Km）を支払う。
- (コ) 入替戦の費用は会場費別途、会場規定の料金を支払う  
審判・マッチコミッショナーにも規定の料金を支払う  
運営スタッフには¥3,000/人×8名程度を支払う。
- (サ) リーグ終了後に総会を行う。（詳細は四国フットサル連盟で決定）